

大洗研究所(北地区)
核燃料物質使用施設等保安規定
の変更内容について
-JMTR施設及びホットラボ施設に係る変更-

令和4年11月11日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
材料試験炉部

核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について

1. 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載の追加

- ・JMTR施設の廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加する。
- ・ホットラボ施設の廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加する。

2. 記載の適正化

記載の適正化として、目次に条項を追記。

それぞれの変更内容の詳細について次ページ以降に示す。

1. 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載の追加

JMTR施設の廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加する。

第5編 JMTRの管理

第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第33条 原子炉課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。

(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。

(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。

(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。

2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。

3 原子炉課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。

1. 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載の追加

ホットラボ施設の廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加する。

第6編 ホットラボの管理

第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第25条 ホットラボ課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。

- (1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。
- (2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。
- (3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。

2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。

3 ホットラボ課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。

2. 記載の適正化

記載の適正化を図るため、以下の変更を行った。

・目次

第6編 ホットラボの管理

第5章 異常時の措置

第3節 地震又は火災時の措置



・目次

第6編 ホットラボの管理

第5章 異常時の措置

第3節 地震又は火災時の措置(第21条の2)